

●香川県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年11月13日から同年12月4日まで一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 岡田善通寺線（47号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田西字重光1326 番3地先から 丸亀市綾歌町岡田西字畑田1209 番1地先まで	前	12.0~12.4	96	橋梁架け替え工事に伴 う仮設道の設置
	後	12.0~12.4	96	
		5.7~12.5	127	